

2019年度

労働基準法講座(初級編)

(公社)広島県労働基準協会

労働基準法を初めて学ぶ方を対象に、わかりやすく説明します。
新たに「働くという経験を始めようとしている方」あるいは
初めて「労働基準法を勉強してみたい方」のために、
働くことに関する基本的なルールである労基法をわかりやすく学ぶ講座です。

「働き方改革」の推進により労働基準法が改正されています。
労基法の内容を正しく理解することが、労務担当等の方・働く方の双方に必要です。

1 料金(※)

受講料(税込) 会員 3,240円

一般 5,400円

テキスト 「労働関係法のポイント」

(テキスト代は受講料に含まれています。)



※受講料は消費税率 8%時の金額を表示しております。2019年10月1日より消費税率が10%に変更される予定ですが、その際は2019年10月1日以降の講習より変更された消費税率で算出された金額に変更となります。ご了承ください。

2 開催日及び会場

2019年5月15日(水)	広島市林業ビル	広島市中区上八丁堀 8-23
6月11日(火)	福山教習所	福山市瀬戸町山北 1-1
11月22日(金)	広島市林業ビル	広島市中区上八丁堀 8-23

開講：13：30 閉講：17：00(予定)

<お願いなど>

- (1) 定員になり次第、締め切りますのでお早めにお申し込みください。
- (2) 受講料は原則として払い戻ししませんので、欠席しないようにしてください。
- (3) 広島市林業ビルには無料駐車場・駐輪場はありません。
- (4) 福山教習所の駐車場は日常的に混雑しておりますので、できるだけ公共交通機関でご来場ください。

3 お申し込み方法 (裏面の申込書にご記入のうえ、下の最寄り支部まで)

お申し込みは次の広島県労働基準協会の最寄りの支部まで

◎広島中央支部(電話082-228-5475・FAX082-221-5045)

〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル8階

◎呉支部(電話0823-22-1359・FAX0823-22-1324)

〒737-0051 呉市中央3-8-21 大之木タイム本社ビル4階

◎福山支部(電話084-949-2022・FAX084-949-2034)

〒720-0838 福山市瀬戸町山北1-1

◎三原支部(電話0848-64-7600・FAX0848-64-7601)

〒723-0016 三原市宮沖2-13-8

◎尾道支部(電話0848-22-3432・FAX0848-22-3444)

〒722-0002 尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター202

◎三次支部(電話0824-62-3945・FAX0824-62-3947)

〒728-0013 三次市十日市東4-7-5 三興ビル3階

◎広島北支部(電話082-814-2354・FAX082-815-5562)

〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45 木村ビル1階

◎府中支部(電話0847-45-5012・FAX0847-45-5012)

〒726-0003 府中市元町445-1府中商工会議所3階

◎廿日市支部(電話0829-32-3851・FAX0829-32-3852)

〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26

* 不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください *

